

島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者（以下「事業者」という。）が提供する福祉サービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関し必要な事項を定め、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第2 第三者評価事業の推進

県は、第三者評価事業を推進するものとし、次の業務を行う。

- ① 第三者評価事業の企画立案
- ② 評価機関の育成及び認証
- ③ 評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④ 評価結果の公表等
- ⑤ 評価調査者の養成
- ⑥ 第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦ 第三者評価事業の苦情解決
- ⑧ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

2 県は、必要に応じて事業の一部を他の団体に委託することができる。

第3 第三者評価事業の対象福祉サービス

第三者評価事業の対象福祉サービスは別表のとおりとする。

第4 福祉サービス第三者評価推進委員会

県は、学識経験者、福祉サービス利用者代表者及び事業者代表者からなる「福祉サービス第三者評価推進委員会」を設置し、第2に定める業務を行うに当たっては、同委員会の審議を経るものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

福祉サービス第三者評価対象サービス

高 齢 者	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 通所介護 訪問介護
児 童	児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設
障 が い	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所
保 護	救護施設